

「居宅介護等サービス」重要事項説明書

〈 令和7年4月1日現在 〉

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく〈居宅介護、行動援護、同行援護〉（以下、「居宅介護等」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
7. サービスの利用に関する留意事項	8
8. サービス実施の記録について	8
9. 事故と損害賠償について	9
10. 苦情の受付について	10
11. 第三者評価の実施状況	10
12. 事業者の概要	10

牧之原市社協ホームヘルプサービス
当事業所は県の指定を受けています。
(静岡県指定 第 2215800083 号)

1. 事業所

名 称	社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会
所 在 地	静岡県牧之原市須々木140番地
電 話 番 号	0548-52-3500
代表者氏名	会 長 杉 本 正
設 立 年 月	平成17年10月11日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所 指定重度訪問介護事業所	平成18年10月1日指定静岡県2215800083号
	指定行動援護事業所	令和2年4月1日指定静岡県2215800083号
	指定同行援護事業所	平成24年3月1日指定静岡県2215800083号
事業の目的	障害者に対するホームヘルプサービス	
事業所の名称	牧之原市社協ホームヘルプサービス	
事業所の所在地	静岡県牧之原市波津1147番地7	
電 話 番 号	0548-23-4165	
管 理 者 氏 名	(管理者) 尾崎 美穂	
事業所の運営方針について	牧之原市社会福祉協議会の目標に準じ住民主体の福祉サービスの更なる充実とその発展を目指す。	
開 設 年 月	平成17年10月11日	
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 平成17年10月11日指定静岡県2275500086号 介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護サービス 平成29年4月1日指定静岡県2275500086号	

3. 事業実施地域

牧之原市全域

4. 営業日及び営業時間等 ※要相談

営 業 日	月曜日から金曜日（但し国民の祝日及び12月29日～1月3日まで除く）
営 業 時 間	午前8時15分から午後5時
サービス提供日	月曜日から土曜日（但し12月29日～1月3日まで除く）
サービス提供時間帯	午前8時から午後6時

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			業務管理
2. サービス提供責任者	2			業務調整
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）			3名以上	介護提供
(1) 介護福祉士	5	2		
(2) 訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者	0	0		
(3) 訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者	1	3		
(4) 行動援護従業者養成研修修了者	1	0		
(5) ガイドヘルパー養成研修修了者（全身性障害者）及び県知事認定者	2	0		
(6) ガイドヘルパー養成研修修了者（視覚障害者）及び県知事認定者	3	0		
(7) 精神障害者ホームヘルプサービス養成研修修了者	1	0		
(8) 難病患者等ホームヘルパー養成研修修了者	0	1		
(9) 同行援護従業者養成研修修了者	5	2		

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業、指定居宅介護、指定行動援護、指定同行援護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」、「行動援護計画」、「同行援護計画」>（以下、「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

I 居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪を行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行いません。

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

III 行動援護

（知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する知的障害者・障害児・精神障害者であって常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。）

行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

IV 同行援護

（視覚障害により、行動に困難を有する障害者であり介護を必要とする方を対象としたサービスです。）

○移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）をします。

○移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護をします。

○排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助をします。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。7頁に記載する個別減免が適用される場合には減免額の金額になります。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

- ① 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

- ② 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。
- ③ 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

<償還払い>

- ① 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はサービスの提供に際し下記の交通費をいただきます。
 - ・通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 500円
 - ・通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 500円+1km増す毎に100円
- ② 「通院介助」等においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置については7頁をご参照ください）

利用時間	居宅介護				行動援護
	居宅における身体介護	通院等介助（身体伴う）	家事援助	通院等介助（身体を伴わない）	
～0.5未満	2,560円	2,560円	1,060円	1,060円	2,880円
～0.75〃	4,040円	4,040円	1,530円	1,970円	4,370円
～1.0〃			1,970円		
～1.25〃	5,870円	5,870円	2,390円	2,750円	6,190円
～1.5〃			2,750円		
～1.75〃	6,690円	6,690円	3,110円	3,450円	7,620円
～2.0〃			3,460円		
～2.25〃	7,540円	7,540円	3,810円	4,140円	9,050円
～2.5〃			4,160円		
～2.75〃	8,370円	8,370円	4,510円	4,830円	10,470円
～3.0〃			4,860円		
～3.25〃	9,210円	9,210円	5,210円	5,520円	11,910円
～3.5〃			5,560円		
～3.75〃	10,040円	10,040円	5,910円	6,210円	14,790円
～4.0〃			6,260円		

利用時間	重度訪問介護			同行援護
	基本	重度障害者等	障害程度区分6に該当する者	
～0.5未満	1,860円	+15/100	+8.5/100	1,910円
～1.0〃				3,020円
～1.5〃				4,360円
～2.0〃				5,010円
～2.5〃				5,660円
～3.0〃				6,320円
～3.5〃				6,970円
～4.0〃				7,630円

① 同行援護について

日中時間帯以外の加算の算定

- ・午後6時から午後10時まで 25%に相当する額
- ・午後10時から午前6時まで 50%に相当する額
- ・午前6時から8時まで 25%に相当する

② 行政（社会福祉課）・生活支援センターとの連携のもとでの加算

- ・居宅初回加算 200単位
- ・居宅緊急時対応加算 100単位

③ その他の加算

- ・処遇改善加算（居宅介護 同行援護）合計単位数の40.2%（小数点以下は四捨五入）

<利用者負担に関する月額上限>

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	別紙記載

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

支払方法は、契約の際、口座引き落としと、現金支払いの2通りから選べます。

料金・費用は、一ヶ月ごとに計算し翌月の15日に請求しますので、同27日迄にお支払いください。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

(7) 利用の終了

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払われな

い場合、お客様が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、またはお客様やご家族が当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ① サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ② 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ① サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の体調等について十分に配慮します。
- ② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で、居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令（及び牧之原市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 事故と損害賠償について

(1) 事故発生時の対応

本事業所では、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

○事故発生時の担当者 管理者 尾崎 美穂

損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 全国社会福祉協議会

保 険 名 社協の保険

補償の概要 障害・賠償補償

10. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ 管理者 尾崎 美穂

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8：15～午後5：00

（苦情解決責任者） 事務局長 河原崎 貞行

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名 前	連 絡 先
小俣 溶子	0 5 4 8 - 5 2 - 3 7 6 7
堀池 勇	0 5 4 8 - 5 2 - 1 3 6 6

(3) 行政機関その他苦情受付機関

牧之原市役所 健康福祉部社会福祉課	所在地 牧之原市静波991番地牧之原市総合健康福祉センターさざんか 電話番号 0548-23-0072 ・ F A X ・ 0548-23-0099 受付時間 午前8：15～午後5時
静岡県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 静岡市葵駿府1番地70 電話番号 054-653-0840 ・ F A X ・ 054-653-0840 受付時間 午前8：15～午後5時

1 1. 第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施状況は下記のとおりです。

実施の有無	あり <u>なし</u>	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

1 2. 事業者の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会
 代表者役職・氏名 会長 杉本 正
 所在地 〒421-0524 静岡県牧之原市須々木140番地
 電話番号 0548-52-3500

定款の事業の目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、牧之原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

定款の定めた事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉相談事業
- (8) 福祉資金貸付事業
- (9) 権利擁護事業
- (10) 老人居宅介護等事業の経営
- (11) 障害福祉サービス事業の経営
- (12) 老人デイサービスセンターの経営
- (13) 介護予防拠点施設の経営
- (14) 居宅介護支援事業の経営

- (15) 移動支援事業の経営
- (16) 地域包括支援センターの受託経営
- (17) 一般相談支援事業の受託経営
- (18) 特定相談支援事業の受託経営
- (19) 自立相談支援事業の受託経営
- (20) 生活支援体制整備の受託経営
- (21) その他この法人の目的達成のため必要な事業

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 牧之原市社協ホームヘルプサービス

管理者名 尾崎 美穂

説明者職名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者 〈住所〉

〈氏名〉

㊞ (本人自署の場合は押印省略可)

代理人 〈住所〉

〈氏名〉

㊞ (本人自署の場合は押印省略可)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第171号（平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

同意書

私は、私の介護サービス計画書作成上必要な場合、私および家族の情報を、地域ケア会議において用いる場合があることについて同意いたします。

また、急変時の救急車の要請につきましても、あわせて同意いたします。

〈氏名〉

㊞ (本人自署の場合は押印省略可)

〈代理人〉

㊞ (本人自署の場合は押印省略可)